

日立市オンライン診療等設備整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療現場におけるデジタル化を推進し、通院負担の軽減など市民の利便性の向上を図るとともに、感染症がまん延する状況下においても市民が安全に安心して医療を享受できる環境整備を促進するため、オンライン診療等（情報通信機器を活用した健康増進、医療に関する行為のうち、医師・患者間において、情報通信機器を通して患者の診察及び診断を行い、診断結果の伝達や処方等の診療行為をリアルタイムにより行う「オンライン診療」、患者が情報通信技術を用いて医療機関に対し診察の予約を行うことを可能とする仕組みである「診察のオンライン予約」のことをいう。）を実施するために必要な設備を整備する市内医療機関に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に所在する医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれにも該当しない者であって、かつ、市税を滞納していない者とする。

- (1) 公立医療機関
- (2) 歯科医療機関
- (3) 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関ではない医療機関
- (4) 既にオンライン診療等を実施している医療機関
- (5) この補助金の交付を受けたことがある医療機関

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げるものとする。ただし、国や他の地方公共団体等が実施する補助制度の対象となっている経費は、除くものとする。

区分	補助対象経費
オンライン診療等システムの導入に係る初期整備費用	オンライン診療等システムの導入に係るアカウント発行、システム設定等の初期整備費用
オンライン診療等を実施するために使用する情報通信機器等の購入費用	パソコン、タブレット端末（スマートフォンを除く。）、ウェブカメラ、マイク、ヘッドセット、ルーター等の備品の購入費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費を合計した額とし、1医療機関当たり50万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日立市オンライン診療等設備整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 経費所要額内訳書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費の根拠が確認できる書類（見積書、カタログ等）
- (4) 市税の滞納がないことの証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金の交付が適当であると認めたときは、日立市オンライン診療等設備整備事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知し、補助金の交付が不適当であると認めたときは、日立市オンライン診療等設備整備事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第2項の規定により付する交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、オンライン診療等を実施するに当たり、厚生労働省作成の最新の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」及び関連通知の内容を遵守すること。
- (2) 補助事業者は、市がホームページ等においてオンライン診療等を実施している医療機関として名称、所在地、電話番号等を公表することに同意すること。
- (3) 補助事業者は、院内の掲示やホームページ等において、オンライン診療等を実施していることを周知すること。
- (4) 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）により整備した設備を補助事業の目的に沿って使用するものとし、市長がオンライン診療等の実績等に関する調査を実施する際には、これに応じること。

(事業の着手)

第8条 補助事業の着手は、原則として、第6条第2項に規定する補助金交付決定通知を受けた後に行うものとする。

(変更承認)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、日立市オンライン診療等設備整備事業計画変更申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、補助事業の目的及び補助金交付決定額に変更がない場合については、この限りではない。

- (1) 事業計画書
- (2) 経費所要額内訳書
- (3) 補助対象経費の根拠が確認できる書類（見積書、カタログ等）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助事業の内容の変更を認めたときは、日立市オンライン診療等設備整備事業費補助金交付決定変更通知書（様式第7号）により補助事業者に通知する。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業完了日（補助対象経費に係る支払完了日）から起算して30日を経過した日又は補助事業完了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、日立市オンライン診療等設備整備事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第9号）
- (2) 経費所要額精算書（様式第10号）
- (3) 補助対象経費に係る実績を証する書類（領収書の写し、写真等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、日立市オンライン診療等設備整備事業費補助金確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知する。

（交付請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、日立市オンライン診療等設備整備事業費補助金交付請求書（様式第12号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（証拠書類の保存）

第13条 規則第12条に規定する相当期間は、補助事業完了の翌年度から起算して5年間とする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 2 6 日から施行する。

附 則

(適用期日)

- 1 改正後の日立市オンライン診療等設備整備事業費補助金交付要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。